

## 第4回高知県人権教育推進協議会

日 時 令和3年11月12日（金）14時00分～16時00分

場 所 高知県人権啓発センター6階ホール

### 1 開会

- ◆教育長挨拶
- ◆会長挨拶

### 2 協議

- ◆提言に向けた取組の確認
- ◆意見等
  - ・高知県人権教育推進プランに関わる各課事業の進捗状況について
  - ・人権教育を進める上での「連携」の取組について

（以下記号：協議会委員○、事務局●）

#### （1）提言に向けた取組の確認

資料1 「第3回高知県人権教育推進協議会」で出された提言に向けた取組の確認

- 第3回の推進協議会では、まず、各課より人権教育推進プランの進捗についてご説明いただいた。議題としては、社会教育における人権教育の具体的な進め方と留意事項について、「子ども」、「保護者」、「一般の大人」の各ステージにおける学びの充実という点からご意見や、具体的な事例などについてのご報告をいただいた。

1点目に、生涯における大人の学びの機会を充実させることの重要性が改めて確認され、特に人権研修などに参加しない、あるいは参加できない方への教育行政や各学校などのアプローチが重要であり、そのためPTA総会や参観日、入学式などの行事と同時開催とするなど、参加しやすい体制づくりや、ICTを活用した効果的な研修方法などの工夫も必要であることを確認した。

2点目は、互いの人権が尊重される社会を形成するために、保護者も含めた大人の人権が守られることが重要であり、そのことが子どもの人権も守られることにつながるということを、PTA研修会や大人対象の人権講座など、様々な機会を通して伝えることが重要であることを確認した。

3点目は、今後も関係機関が連携して、県民の人権意識の向上に向けて、粘り強く取組を続けていくことそのものが、人権教育の推進であることを確認した。

では、協議の（2）「高知県人権教育推進プラン」に関わる令和3年度の各課事業の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

#### （2）「高知県人権教育推進プラン」に関わる各課事業の進捗状況について

資料2 高知県人権教育推進プランに関わる各課事業の令和3年度進捗状況

- 各課事業の進捗状況について、ご質問、ご意見などがあればいただきたい。
- 児童生徒が、人権についてどのように学んで、どのような知識が身に付いているのか等

もご報告いただければ、各課の進捗、事業を進めていく上での成果が見えると思う。

- 次回の第5回推進協議会において、各課の進捗状況について報告いただく時、子どもの変容や成果等、具体的にご報告していただきたい。

では、協議の(3)人権教育を進める上での「連携」の取組について、事務局より説明をお願いする。

(3) 人権教育を進める上での「連携」の取組について

資料3 人権教育を進める上での「連携」の取組について

資料4 戸波中校区の連携した人権教育の取組

資料5 高知県民に身近な11の人権課題に関連する各課の作成物

- 資料3をご覧ください。

人権教育を進める上での「連携」の取組は、子どもの発達段階に応じた系統的、継続的な人権教育の実践のための校種間の連携、保護者、地域とともに子どもを育てていく視点に立った、地域に開かれた保育所、幼稚園等、学校づくりを目指している。

資料に示している取組例を実践している学校もあるが、課題として、校種間の連携では、中学校区を単位とする人権教育推進体制や人権教育カリキュラムの構築、授業研究や各校種間における全体計画、年間指導計画等の検討、見直しが進んでいないことがある。また、家庭・地域の連携では、厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育て支援、地域のつながりの希薄化による家庭の孤立や地域の教育力の低下などの問題点がある。

今回の協議で、人権教育を進める上での「連携」についての課題や留意点を踏まえ、県教委における取組の充実を検討していただきたい。

校種間連携では、中学校区を単位とする人権教育推進体制をどのように構築するのかや、人権に関する学習内容の連続性・系統性をポイントに協議をお願いする。

家庭・地域連携では、人権教育を充実するための地域に開かれた保育所・幼稚園・学校や、地域住民と学校が地域の子どもを共に育てる意識をどのように高めるのかをポイントに協議をお願いしたい。

次に、資料4をご覧ください。校種間連携、家庭・地域連携の事例として、土佐市立戸波中学校区の人権教育の取組を示している。

戸波中学校区では、保育所から中学校卒業までの15年間を見据えた人権教育カリキュラムを作成し取組を進めている。また、県民に身近な11の人権課題についての学習計画も、子どもの発達段階に応じて作成し、連続性や系統性を持った人権学習を実施している。

また、戸波地区では、保育園や学校、家庭・地域が一体となって、子どもの教育に取り組む地域づくりを行う推進会議を設立し、人権に関する取組が行われている。人権教育の充実を図るため、子どもや地域の実態に合わせた校種間、地域連携が進められている事例である。

最後に、資料5をご覧ください。県教委が作成している冊子等の学習資料の中で、県民に身近な11の人権課題に関連した内容の一覧表である。人権教育主任の会や各種の研修会等で周知し、活用を促すことで人権課題について系統的、継続的な学習の推進につなげていきたい。

人権教育を進める上での校種間や家庭・地域の連携において、何が課題なのか、県教委として必要な取組等について、ご意見や提言をいただきたい。

- まず、校種間連携について協議を行う。保育所、幼稚園から小学校への支援や指導の引き継ぎについての現状や課題をお話いただきたい。
- 就学前教育が人権教育の土台であり、小中学校の教職員が保育所や幼稚園等で一日体験活動をするなど、保育所や幼稚園等でどのような人権保育が行われているのかを知ることが重要である。

また、厳しい環境に置かれている子どもを中心に据えて、その状況について保育所、幼稚園、小・中学校が情報共有して連携し、子どもの主体性の育成や基礎学力を付けることが重要である。
- 厳しい環境に置かれている子どもの家庭に対して、直接働きかけるネットワークを構築することが課題であり、子どもや保護者の人権を保障することにつながるという、大変、重要なご提示をいただいた。

また、就学前教育における人権教育の取組や子どもや家庭の状況を小中学校へ伝え、子どもの実態に応じた人権教育が行われることが重要であるというご示唆をいただいた。

続いて、中学校区を単位とする人権教育カリキュラムの構築等についてご意見をお願いしたい。
- 小・中学校の連携はとても大事であると考えている。

本校の中学校区では、小・中学校に加え、校区内にある保育所・幼稚園、高等学校と一緒に人権教育の推進会議を立ち上げている。その取組として、本年度、本校において、全学年で多様性の尊重や他者の受容などの内容で人権教育や道徳の公開授業を実施した。授業後の分科会では、それぞれの所属での人権教育の取組や今後の取組について情報交換も行った。

また、キャリアパスポートの取組は、小学校から高等学校まで子どもの学びの成長や積み上げを確認できるツールとしてとても有効であり、積極的に活用することが期待される。
- 子どもの学びの成長を確認しながら積み上げていくことの重要性や、キャリアパスポートの活用を今後、注視していく必要性を感じた。

特別支援学校と異校種が連携した交流や共同学習等について現状や課題をお願いしたい。
- 特別支援学校の校種間連携については、障害のある児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けて、学校間交流と在籍する幼児児童生徒の居住地での居住地校交流を行っている。

学校間交流では、それぞれの特別支援学校が所在する学校の地域にある学校や地域外のつながりのある学校と交流を行っている。本校では、日高村の小学校と30年以上交流を続けている。コロナ禍でオンライン交流となったが、生徒が点字や盲導犬の説明するなどの交流を行った。

居住地校交流では、幼児児童生徒が居住している地域の幼稚園、小・中学校と交流学習を行っている。

令和2年度から、特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が居住する地域の、市町村立小中学校等に副次的な籍、副籍を設け、直接的な交流や間接交流を通じて学習する機会の充実を図るという、副籍の制度が始まり、特に小学部、中学部へ市町村から入学してきた児童生徒との交流がスムーズにできるようになっている。

ただ、中学部や中学校段階になると、少しずつ交流が難しくなるという課題もある。

幼少期に障害のある友だちとの交流体験をとおして、障害理解や人権意識の高揚を図る取組を継続していくことや、その取組を地域や保護者等に広く発信していくことが特別支援学校の役割であると考えている。

○ (柳林会長)

先生が各校種における人権教育の内容や位置付け等を相互に交流することで知り、系統性、連続性をもって取り組むことが重要であると感じた。

○ 事務局の説明にあった戸波中校区の取組を通して、保育所、小学校、中学校が連携して、地域や保護者とともに二人三脚で歩むことの必要性和重要性を、改めて感じる。

当時、中学校へ赴任した頃は、荒れや低学力、進路保障など様々な課題があったが、保育所、小・中学校、保護者、地域が連携して、戸波は1つという意識を持って、子どもを育ていこうと取り組んできたことが、現在の取組につながっている。

また、小・中学校の垣根や溝があると強く感じるが、互いに知り合い、出会うことでその垣根も払拭できると感じている。中学校区に指定校事業等を行うことで、小・中学校の先生が話し合わざるを得ない環境をつくり、つながりの場を設定することも教育行政の役割の1つだと考える。

最後に、例えば保育園、小・中学校をつなぐパートナーシップ推進事業や学びをつなぐカリキュラム推進事業等を考えていただきたい。

○ 先生が学校の垣根を超えてつながることの重要性や、子どもたちを育てていくには、全ての校種の先生がつながって初めてできるということ、そのための配慮として、地域ぐるみの活動があるというお話をいただいた。

続いて、家庭・地域連携について協議を行う。犯罪被害者等の人権を保障するための連携についてお願いしたい。

○ 犯罪被害者の事情に応じて必要としている支援は多岐にわたっており、様々な関係機関や団体などと、各警察署ごとにネットワークを構築して、定期的に連絡会や研修を実施している。

関係機関と連携した支援を行うには、日頃から関係機関の担当者とコミュニケーションを取り、顔の見える関係を築いておくことが必要である。その関係性がないと支援する時、必要な連携はできない。

いつ誰の身に起こってもおかしくない事件や事故が、自分の身近な人の身に起こったらと自分事として考え、人を思いやる気持ちを持ってもらいたい。

学校の人権参観日や大学の講演会等で自分は大切な存在だという自尊感情を高める話をする取組をしている。また、実際の犯罪被害者の当事者の方に協力をいただき、地域の民生委員や児童委員を対象とした集会等で、支援の必要性や連携の重要性について、講話を行っている。

また、昨年の4月に犯罪被害者等支援条例が高知県で施行されたことに伴い、犯罪被害者を支える地域づくりが大きな柱になっており、県民の理解の増進を図るための広報、教育活動を知事部局や教育委員会等にも協力いただいて適切に行っていきたい。

○ 一人一人の中に、社会全体で人権を守ろうという意識がないと、どんな制度もうまく機能しなくなるというご示唆をいただいた。

家庭や地域、関係機関と連携した、性的マイノリティの児童生徒への支援や実践について、現状や課題などをお願いしたい。

○ 当時、教育や家庭の場において性的マイノリティについての情報がなく、性的マイノ

リティに関しての本もなかったため、自分が一体何者か、自分自身が分からない状況であった。今も、実際には自分のことが分からない子どももたくさんいると思う。

社会の中で性的マイノリティについての理解は、少しずつ浸透してきているが、学校の教員の知識はまだ十分とはいえない状況である。幼少期から、違いがあつていいことや認め合うことなどの多様性の理解を深めるような教育を行うことが大切である。

今後も地域や学校等と連携した取組を継続することで、性的マイノリティの子どもたちが、自分らしく自信をもって生きていけると考える。

- 学校の先生が、性的マイノリティについてしっかり学ぶことが重要であり、そのためには、家庭や地域、関係機関等との連携が必要であるというご意見をいただいた。

防災訓練や避難所運営等において、家庭や地域と連携した取組についてご意見を願いたい。

- 地域防災の課題は、避難所等において要配慮者をどう支援するのか、どのような配慮をするかということである。

例えば、緊急避難の支援では、高齢者や障害者、外国人などが分かりやすいが、避難所では女性、子ども、性的マイノリティ等、様々な人権課題に対しての支援が必要になるが、その取組は十分進んでいない。

県教委の事業において、要配慮者支援や人権課題の視点を入れ、地域の社会福祉協議会と連携し取組を進めていただきたい。

学校で防災学習等を実施する時は、学校側から社会福祉協議会に声を掛け、アプローチをしていくことが重要である。

避難所として学校の体育館等が指定される場合が多く、要配慮者支援では教室の開放が求められることが多い。どのように教室を開放するのかということを事前に地域の自主防災会や社会福祉協議会等と話し合い、関係性を構築しておくことが重要であり、よりよい避難所運営につながる。

防災教育の指定校等に人権課題を重点的に入れた避難所運営を進めるなどの取組が重要である。

- 地域と学校が1つとなり、地域の子どもの育てる意識の向上についてのご意見を願います。

- 子どもを地域と学校で共に育てようという意識が高い地域もあるが、都市部においては、その意識が高くない現状があり、職場等への働きかけや人権啓発が重要である。

新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒と地域の方との交流や触れ合いが減少したこと等により、児童生徒の人権意識や学力の低下がみられる。今後、ウィズコロナの時代の地域や家庭と学校との連携の在り方をどのように図っていくか協議していく必要がある。

- 地域や学校をどのようにつくっていくのか、もう一度正面から考えることが重要であると感じた。

- 私が戸波での勤務で自覚したことが2点ある。

1点目は、個人や学級、学校だけでは、子どもは育てられないということである。

2点目は、教職員は異動があり、最後に子どもの責任を取ることは保護者や地域である。地域と家庭とつながらない限りは、子どもを育てられないことが現実ではないか。その状況がますます強化されていると感じる。

地域の誰一人も取り残さない、人権の町づくりを目指して、県教委として施策や取組を

行ってほしい。学校や家庭、地域、事業所をつなぐ、誰一人も取り残さないSDGsの推進事業等をお願いしたい。

- 子どもや保護者の人権を保障するためには、保育士や教職員が子どもの家庭環境をしっかり把握することが重要であり、厳しい環境に置かれている家庭に直接支援できるネットワークを構築する必要がある。

各校種間でどのような人権教育が実践されているかを保育士、教職員が互いに理解するとともに、子どもや家庭環境等の状況もより緊密に情報交換を行い共通理解を図ることが豊かな人権教育の推進につながる。

各校種の垣根を超えて、全体として子どもを育てるために先生方を出会わせることが重要であり、その出会いも地域を巻き込むことで可能になる。

犯罪被害者や性的マイノリティ、要配慮支援者等について、教職員が知識理解を深めるとともに、地域の専門家や関係団体とつながり、学ぶことによって深い人権教育の取組につなげることが重要である。

人権教育を進める上での連携した取組においては、今後、職場や地域の産業等との連携も視野に入れる必要がある。